

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	児童手当支給事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松山市は、児童手当支給事務での特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の流出その他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な対策を実施することにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・内部による不正利用防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、2要素認証(ID・パスワード・生体認証(顔認証))により操作者を限定するとともに、その追跡調査のために使用履歴を5年間保存している。

評価実施機関名

松山市長

公表日

令和7年3月7日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	児童手当支給事務
②事務の内容	児童手当は、児童手当法に基づき、「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする」制度（児童手当法第1条）である。また、その管理に当たっては、以下の事務により行うものである。 - 児童手当の認定および受給資格の継続に関する事務 ①認定請求書、額改定認定請求書、現況届の受付 ②支給要件の審査 ③認定通知書、額改定通知書、却下通知書および振込通知書の送付 - 児童手当の受給情報の変更に関する事務 ①住所・氏名変更届の受付 ②口座変更届の受付 ③支給要件該当の可否の審査（別居監護申立および監護相当・生計費負担についての確認等） - 児童手当の受給資格の消滅および支給額の減額に関する事務 ①受給事由消滅届および額改定届の受付 ②支給事由非該当および年齢区分判定の審査 ③消滅通知書および額改定通知書の送付 - 公金受取口座の利用に関する事務 ①公金受取口座の照会 ②公金受取口座への支払
③対象人数	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	児童手当システム	
②システムの機能	1. 児童手当申請資格管理 : 申請等情報、児童情報、口座情報を管理し、児童の追加(増額)や減少(減額)の改定を登録、受給者及び児童等の世帯情報の変更を行う。 2. 児童手当年齢到達 : 指定の年月に児童の年齢到達により減額改定または資格喪失となる受給者を抽出し、一覧表を出力する。また、対象の受給者に減額改定または資格喪失の履歴を一括作成する。 3. 児童手当支払・支払調整 : 指定した支払期に応じて支払対象者を抽出し、対象者一覧表を出力し、振込ファイルを作成する。また、過払発生時において支払の調整をし、管理する。 4. 児童手当現況 : 現況届の対象者を抽出し、対象者からの届出に対し処理を行う。	
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 宛名システム等 ☐ その他 () ☒ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 税務システム	

システム2～5

システム2

①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）、既存の住民基本台帳システム（以下「住基システム」という。）、統合宛名システム等の各システムとデータの受渡しを行うことで符号の取得（※）や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。（※）セキュリティの観点により、特定個人情報の照会と提供の際は、「個人番号」を直接利用せず、「符号」を取得して利用する。 1 符号管理機能 ：情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」と情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能 2 情報照会機能 ：情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う機能 3 情報提供機能 ：情報提供ネットワークシステムを介して情報照会要求の受領及び当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う機能 4 既存システム接続機能 ：中間サーバーと既存システム、統合宛名システム等及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携するための機能 5 情報提供等記録管理機能 ：特定個人情報（連携対象）の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能 6 情報提供データベース管理機能 ：特定個人情報（連携対象）を副本として保持・管理する機能 7 データ送受信機能 ：中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能 8 セキュリティ管理機能 ：セキュリティを管理する機能 9 職員認証・権限管理機能 ：中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う機能 10 システム管理機能 ：バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状況の通知及び保管期限切れ情報の削除を行う機能
③他のシステムとの接続	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 宛名システム等 ☐ その他（ ☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム

システム3	
①システムの名称	統合宛名システム
②システムの機能	①宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能 ②宛名情報等管理機能 団体内統合宛名システムで宛名情報(送付先、住登外情報等を含む)を団体内統合宛名番号及び個人番号と紐付けて保存し、管理する機能 ③中間サーバー連携機能 中間サーバー又は中間サーバー端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報等を通知する機能 ④既存システム連携機能 既存業務システムからの要求に基づき、個人番号又は団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報を通知する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他 （ 中間サーバー ☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム

システム4	
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能
②システムの機能	【住民向け機能】 自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 【地方公共団体向け機能】 住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他（ ☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
児童手当ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）（平成25年5月31日法律第27号）第9条第1項、別表第1の81の項 松山市個人番号の利用等に関する条例 第3条第3項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第5条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 （番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠）： 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「児童手当関係」が含まれる項（42、125、141、161の項） 番号法第19条第8号に基づく主務省令 第44条、第127条、第143条、第163条 （番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠）： 第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、106、107の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令 第108条及び第109条
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども家庭部 子育て支援課
②所属長の役職名	課長
7. 他の評価実施機関	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
児童手当ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	児童手当の受給者及びその子・配偶者・過去の配偶者等
その必要性	児童手当を適正に支給するよう、資格の審査・決定をするため
④記録される項目	100項目以上 ☐ 10項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 (支払振込口座情報)
その妥当性	①個人番号・4情報・その他住民票関係情報本人特定を行い各情報を記録し、受給資格者台帳の基礎とするため。 ②その他識別情報受給資格者毎に認定番号を付して、受給状況を管理するため。 ③連絡先受給資格者に問い合わせや連絡を行うため。 ④地方税関係情報認定や現況届時の所得審査に用いるため。 ⑤医療保険関係情報被用・非被用を確認するため。 ⑥児童福祉・子育て関係情報申請者からの聴き取り情報等の特記事項を記載するため。 ⑦年金関係情報保険証等で被用者確認ができない場合に被用・非被用を確認するため。 ⑧その他(支払口座情報等)手当を口座振込するため。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	子育て支援課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 （ 市民税課 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ 官公署 ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 他市区町村 ） ☐ 民間事業者 （ 児童福祉施設 ） ☐ その他 （ ）
②入手方法		☐ 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ ☐ 電子メール [] 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （ 住民基本台帳ネットワークシステム、サービス検索・電子申請機能 ）
③使用目的 ※		児童手当支給要件を確認するための基礎情報とする。
④使用の主体	使用部署	子育て支援課、市民課、支所(堀江・潮見・久枝・和気・三津浜・味生・桑原・道後・生石・垣生・興居島・余土・湯山・伊台・五明・久米・浮穴・小野・石井・久谷・北条・中島)、出張所(泊、河中、出口)、福祉総合窓口
	使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		①認定請求書や現況届など各届出書類に基づいて審査する。 ②各届け出書類に基づいてシステムに入力し、各種決定を行う。
情報の突合		・認定請求等の真正性を確認し、申請者等の情報をシステムの個人番号と突合する。なお、突合できない住登外者の認定請求等は、住基ネットを利用し情報を突合する。
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件
委託事項1		システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修事業業務
①委託内容		システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修事業業務
②委託先における取扱者数		10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		(株)愛媛電算
再委託	④再委託の有無 ※	再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託は原則として認めないが、あらかじめ書面により市長の承諾を得た場合は、この限りでない。
	⑥再委託事項	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業
委託事項2～5		
委託事項2		
①委託内容		児童手当業務に伴う事務補助業務委託
②委託先における取扱者数		10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		アビリティセンター株式会社
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[☐] 提供を行っている (4) 件 [☐] 移転を行っている (2) 件 [] 行っていない
提供先1	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表 42の項
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施の事務に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	児童手当法による児童手当の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	児童手当の受給者、配偶者及び児童
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 () [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	業務の中で必要な都度
提供先2～5	
提供先2	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表 125の項
②提供先における用途	中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務であって主務省令に定めるもの
③提供する情報	児童手当法による児童手当の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	児童手当の受給者、配偶者及び児童
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 () [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	業務の中で必要な都度
提供先3	独立行政法人日本学生支援機構
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表 141の項
②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	児童手当法による児童手当の支給に関する情報

④提供する情報の対象となる 本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	児童手当の受給者、配偶者及び児童
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	業務の中で必要な都度
提供先4	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表 163の項
②提供先における用途	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収の取り扱いに準じた生活保護関係事務に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	児童手当法による児童手当の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	児童手当の受給者、配偶者及び児童
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	業務の中で必要な都度
提供先5	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる 本人の数	☐ <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	
提供先6～10	

提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	生活福祉総務課
①法令上の根拠	松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第3項
②移転先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施の事務に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	児童手当法による児童手当の支給に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	児童手当の受給者、配偶者及び児童
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☒ 紙
⑦時期・頻度	業務の中で必要な都度
移転先2～5	
移転先2	生活福祉総務課
①法令上の根拠	松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第3項
②移転先における用途	中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務であって主務省令に定めるもの
③移転する情報	児童手当法による児童手当の支給に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	児童手当の受給者、配偶者及び児童
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☒ 紙
⑦時期・頻度	業務の中で必要な都度
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	

保管場所 ※	〈松山市の措置〉 ・サーバー室の入口で静脈認証によるチェックを行い、市で規定している情報セキュリティ区画にサーバを設置している。 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。 ・申請書等は保存期間経過後は、文書取扱規定に従い廃棄している。 〈クラウドによる措置〉 ・システム導入ベンダ(以下「ベンダ」という。)の調達するデータセンターメインサイトに設置されたシステムサーバ及びバックアップサイトに設置されたバックアップサービス内に保管する。 ・ベンダの調達するデータセンターはJDCCティア4、FISCに準拠している。 ・特定個人情報とは、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 児童手当ファイル

- ・受給者番号
- ・申請種別
- ・申請理由
- ・申請年月日
- ・申請事由発生日
- ・決定結果
- ・決定年月日
- ・決定理由
- ・改定年月日
- ・被用区分
- ・支給区分
- ・受給者区分
- ・手当月額
- ・住所要件
- ・施設コード
- ・施設種類
- ・施設名
- ・銀行コード
- ・支店コード
- ・口座番号
- ・口座名義人
- ・送付先住所
- ・送付先方書
- ・送付先氏名
- ・送付先カナ氏名
- ・居住地郵便番号
- ・居住地住所
- ・居住地方書
- ・居住地氏名
- ・居住地カナ氏名
- ・児童住民コード
- ・児童続柄
- ・算定対象該当日
- ・算定対象該当事由
- ・支給対象該当日
- ・支給対象該当事由
- ・算定対象非該当日
- ・算定対象非該当事由
- ・支給対象非該当日
- ・支給対象非該当事由
- ・同居区分
- ・別居区分
- ・監護区分
- ・生計関係
- ・児童職業等
- ・児童卒業予定年月
- ・児童通学先
- ・3歳到達日
- ・12歳到達日
- ・留学開始年月日
- ・留学終了日
- ・差止理由
- ・差止決定年月日
- ・差止対象年度
- ・差止開始年月
- ・差止解除年月日
- ・時効年月日
- ・現況年度
- ・発行年月日
- ・現況番号
- ・提出年月日
- ・判定結果
- ・判定日
- ・メモ
- ・支払期
- ・振込年月日
- ・振込金額
- ・支払区分
- ・調整前振込金額
- ・調整金額
- ・振込不能フラグ
- ・支払区分
- ・第1子3歳未満児童数
- ・第1子3歳以上児童数
- ・第1子12歳以上児童数
- ・第2子3歳未満児童数
- ・第2子3歳以上児童数
- ・第2子12歳以上児童数
- ・第3子以降3歳未満児童数
- ・第3子以降3歳以上児童数
- ・第3子以降12歳以上児童数
- ・過払対象支払月開始
- ・過払対象支払月終了
- ・過払金額
- ・調整債権区分
- ・債権全額
- ・債権返納済額
- ・債権未納額
- ・支払調整額
- ・支払調整前額
- ・債権者住民コード
- ・債権者
- ・最終納期限
- ・履行延期承認日
- ・不能欠損日
- ・不能欠損額
- ・一括債権入金
- ・返納回数
- ・返納月額
- ・返納期間開始年月
- ・返納期間終了年月
- ・督促状発送日

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
児童手当ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・松山市民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、統合データベースから予め定められたインタフェース仕様に基づき取得するため、対象者以外の情報及び必要な情報以外の情報を入手することはない。 ・市町村CSからの住基情報の入手は、事前に児童手当システムに登録されている項目に関する情報の入手に、運用上限定している。 ・マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。 ・住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・個人番号と紐付けて管理する情報は、特定個人情報として定義した住民票関係情報及び「Ⅱ ファイルの概要」の④記録される項目部分で明示した業務上必要な情報にシステムの機能として限定している為、業務上必要な情報以外と紐付けすることはない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・2要素認証（ID・パスワード・生体認証（顔認証））を行っており、特定の職員のみ照会できるようにしている。 ・利用範囲の認可機能により、その使用者がシステム上で利用可能な機能を制限することで、不適切な方法による情報の入手が行えない対策を実施している。また、認証後は利用範囲の認可機能により、その使用者がシステム上で利用可能となる。 ・ログインするためのパスワードを定期的に変更している。 ・サービス検索・電子申請機能をLGWAN接続端末上で利用する必要がある職員を特定し、個人ごとのユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。 ・なりすましによる不正を防止する観点から共用IDの利用を禁止する。
その他の措置の内容	—

リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	--

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- ・一定時間の無操作でスクリーンセーバー又は自動ログオフ機能を利用して、長時間にわたり特定個人情報を表示させない。
- ・特定個人情報が表示された画面のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。
- ・特定個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要となる範囲にとどめる。
- ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク：委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
規定の内容	・目的外利用を禁止する。 ・特定個人情報の閲覧者・更新者を制限する。 ・特定個人情報の提供を限定する。 ・情報流出を防ぐための保管管理に責任を負う。 ・特定個人情報の提供先を限定する。 ・情報が不要となったとき又は要請があったときに情報の返還又は消去などの必要な措置を講じる。 ・必要に応じて、当市が委託先の視察・監査を行うことができる。 ・再委託を原則として禁止する。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない	
具体的な方法	・庁外での特定個人情報ファイルを用いた作業は認めていない。 ・データの外部への持ち出しについては特定個人情報を含まないことを職員が必ず確認し、それを記録している。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
特定個人情報に限らず、サーバー及び端末の情報はすべて持ち出し制限をしており、職員でないと持ち出せないようにシステムにて制御している。		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	【ルールの内容】 マニュアルを整備し、マニュアルどおりに特定個人情報の提供を行うとともに、マニュアルの内容について職員に対し教育を行う。 【ルール遵守の確認方法】 管理責任者が定期的にマニュアルどおりに運用しているか確認する。		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
外部に持ち出すことができる端末を限定しており、データの持ち出しには名簿で管理し、所属長の許可を必要としている。 また、持ち出したデータと名簿をシステム管理課が定期的にチェックしている。			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・プラットフォームの措置＞ ①情報照会機能により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リストとの照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜児童手当システムの運用の措置＞ ・統合宛名システム等では本業務で保有する情報を全て連携することは行わず、番号法の規定に基づき認められる情報のみしか照会できないような仕組みとしている。 ＜中間サーバー・ソフトウェアの措置＞ ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムの照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能 ＜中間サーバーの運用の措置＞ ・情報提供ネットワークシステムを利用する場合は、どの職員がどの特定個人情報をいつ利用したかがすべて記録される。番号法及び条例上認められる提供以外受け付けられないようにしており、システム上提供が認められなかった場合についても記録を残し、提供記録は7年分保管する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
＜中間サーバー・ソフトウェアの措置＞ ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバー・プラットフォームの措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者の情報流出等のリスクを極小化する。			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・定期的にデータのバックアップを行うとともに、不慮の事故等による毀損、滅失を防ぐために分散して保管している。 ・LGWAN接続端末については、セキュリティワイヤーで固定し、物理的対策を講じている。 ・LGWAN接続端末へのウイルス検出ソフトウェア等の導入により、ウイルス定義ファイルの定期的な更新及びウイルスチェックを行い、マルウェア検出を行う。		

8. 監査	
実施の有無	☐ 自己点検 ☒ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☒ 十分に力を入れて行っている ☐ 十分に行っていない
具体的な方法	＜松山市の措置＞ ・関係職員（非常勤職員、臨時職員等を含む。）に対して、必要な知識の習得に資するための研修を実施している。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。 ＜中間サーバー・プラットフォームの措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。
10. その他のリスク対策	
＜中間サーバー・プラットフォームの措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	松山市役所 総務部 文書法制課 〒790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2
②請求方法	個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定に基づき、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	松山市役所 こども家庭部 子育て支援課 〒790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2 電話 089-948-6354
②対応方法	電話による対応を受け付ける。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和5年9月29日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月22日	I－2		システム4として「サービス検索・電子申請機能」を新たに記載	事前	
平成29年5月22日	I－6	子育て支援課長 白石 浩人	課長 横山 憲	事後	人事異動に伴う変更
平成29年5月22日	II－3		「②入手方法」その他」に「サービス検索・電子申請機能」を記載	事前	
平成29年5月22日	III－2		「リスクに対する措置の内容」に以下を追記 ・マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必	事前	
平成29年5月22日	III－3		「具体的な管理方法」に以下を追記 ・サービス検索・電子申請機能をLGWAN接続端	事前	
平成29年5月22日	III－7		「リスクに対する措置」に以下を追記 ・LGWAN接続端末については、セキュリティワイ	事前	
平成29年5月22日	V－1	2015/4/1	2017/4/1	事後	時点修正
平成29年6月1日	I－4	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」と	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」と	事後	
平成29年6月1日	II－4	1件	2件	事前	
平成29年6月1日	II－4		委託事項2を追加	事前	
平成29年6月1日	II－5 移転先 ①	番号法第9条第2項に基づく条例を制定する予定	松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第3項	事後	
平成29年6月1日	II－5 移転先 ②	番号法第9条第2項に基づく条例を制定する予定	松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第3項	事後	
令和2年3月19日	I－5②	番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報	番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報	事後	国の根拠法令の改正
令和2年3月19日	II－4 委託事項2 ②委託先における取扱者数	10人未満	10人以上50人未満	事後	委託先の変更による
令和2年3月19日	II－4 委託事項2 ③委託先名	有限会社ブライダルサービス	アビリティセンター株式会社	事後	委託先の変更による
令和3年1月29日	II－4 委託事項2 ③委託先名	アビリティセンター株式会社	テルウェル西日本株式会社	事後	委託先の変更による
令和3年11月11日	I－4	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	国の根拠法令の改正
令和3年11月11日	II－5 提供先1	番号法第19条第7号 別表第二の26の項	番号法第19条第8号 別表第二の26の項	事後	国の根拠法令の改正
令和3年11月11日	II－5 提供先2	番号法第19条第7号 別表第二の30の項	番号法第19条第8号 別表第二の30の項	事後	国の根拠法令の改正
令和3年11月11日	II－5 提供先3	番号法第19条第7号 別表第二の87の項	番号法第19条第8号 別表第二の87の項	事後	国の根拠法令の改正
令和3年11月11日	II－5 提供先4		提供先4を追加	事後	国の根拠法令の改正
令和3年11月11日	III－5	持ち出したデータと名簿を電子行政課が定期的にチェックしている。	持ち出したデータと名簿をICT戦略課が定期的にチェックしている。	事後	組織改正に伴う課名の変更
令和4年11月11日	表紙 特記事項	操作カード(職員証)やパスワード	2要素認証(ID・パスワード・生体認証(顔認証))	事後	認証方式の変更に伴う修正
令和4年11月11日	I－1－②		4. 公金受取口座の利用に関する事務 ①公金受取口座の照会	事前	事務内容の追加
令和4年11月11日	I－4	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」と	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」と	事後	国の根拠法令の改正
令和4年11月11日	III－3	端末にアクセスするためのパスワードとシステムにログインするためのカード認証	2要素認証(ID・パスワード・生体認証(顔認証))	事後	認証方式の変更に伴う修正
令和4年11月11日	III－5	持ち出したデータと名簿をICT戦略課が定期的にチェックしている。	持ち出したデータと名簿をシステム管理課が定期的にチェックしている。	事後	組織改正に伴う課名の変更
令和4年11月11日	V－1	令和3年1月29日 ()	令和4年11月11日 ()	事後	実施日
令和5年9月29日	IV－1	松山市個人情報保護条例(平成16年条例第29号)	個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)	事後	法改正による変更
令和5年11月13日	I－6	保健福祉部	こども家庭部	事後	部局名の変更
令和5年11月13日	IV－2	保健福祉部	こども家庭部	事後	部局名の変更
令和5年11月13日	II－4 委託事項2 ③委託先名	テルウェル西日本株式会社	キャリア・サポート株式会社	事後	委託先の変更による
令和5年11月13日	II－6 特定個人情報の保管場所	・サーバー室の入口で静脈認証によるチェックを行い、市で規定している情報セキュリティ区画に	〈松山市の措置〉 ・サーバー室の入口で静脈認証によるチェックを	事前	クラウドシステム導入による変更
令和5年11月13日	V－1 実施日	2022/11/11	2023/9/29	事後	時点修正
令和7年3月7日	I－1②	③支給区分の審査		事後	事務内容の変更
令和7年3月7日	I－1②	④認定通知書、額改定通知書、却下通知書および振込通知書の送付	③認定通知書、額改定通知書、却下通知書および振込通知書の送付	事後	事務内容の変更
令和7年3月7日	I－4	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項、別表第1の56の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第44条 松山市個人番号の利用等に関する条例 第3条第3項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第5条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表81の項 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第3項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第5条	事後	国の根拠法令の改正

令和7年3月7日	I-5②	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠): 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当関係」が含まれる項(26、30、87、106の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第44条、第53条 (別表第二における情報照会の根拠): 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、74、75の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条及び第40条の2	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠): 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当関係」が含まれる項(42、125、141、161の項) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第44条、第127条、第143条、第163条 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠): 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、106、107の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第108条及び第109条	事後	国の根拠法令の改正
令和7年3月7日	II-2 3特定個人情報の入手・使用 ③使用目的	児童手当・特例給付の支給要件を確認するための基礎情報とする。	児童手当の支給要件を確認するための基礎情報とする。	事後	事務内容の変更
令和7年3月7日	II-4 委託事項2 ①委託内容	児童手当等現況届業務に伴う事務補助業務委託	児童手当業務に伴う事務補助業務委託	事後	事務内容の変更
令和7年3月7日	II-4 委託事項2 ③委託先名	キャリア・サポート株式会社	アビリティセンター株式会社	事後	委託先の変更による
令和7年3月7日	II-5 提供先1 ①法律上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の26の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 42の項	事後	国の根拠法令の改正
令和7年3月7日	II-5 提供先1 ③提供する情報	児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報	児童手当法による児童手当の支給に関する情報	事後	事務内容の変更
令和7年3月7日	II-5 提供先2		記載内容削除	事後	事務内容の変更
令和7年3月7日	II-5 提供先2 ①法律上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の87の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 125の項	事後	国の根拠法令の改正
令和7年3月7日	II-5 提供先2 ③提供する情報	児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報	児童手当法による児童手当の支給に関する情報	事後	事務内容の変更
令和7年3月7日	II-5 提供先3 ①法律上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の106の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 141の項	事後	国の根拠法令の改正
令和7年3月7日	II-5 提供先3 ③提供する情報	児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報	児童手当法による児童手当の支給に関する情報	事後	事務内容の変更
令和7年3月7日	II-5 提供先4		都道府県知事等	事後	事務内容の変更
令和7年3月7日	II-5 提供先4 ①法律上の根拠		番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 163の項	事後	事務内容の変更
令和7年3月7日	II-5 提供先4 ②提供先における用途		「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収の取り扱いに準じた生活保護関係事務に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	事務内容の変更
令和7年3月7日	II-5 提供先4 ③提供する情報		児童手当法による児童手当の支給に関する情報	事後	事務内容の変更
令和7年3月7日	II-5 提供先4 ④提供する情報の対象となる本人の数		10万人以上100万人未満	事後	事務内容の変更
令和7年3月7日	II-5 提供先4 ⑤提供する情報の対象となる本人の数		児童手当の受給者、配偶者及び児童	事後	事務内容の変更
令和7年3月7日	II-5 提供先4 ⑥提供方法		情報ネットワークシステム	事後	事務内容の変更
令和7年3月7日	II-5 提供先4 ⑦時期・頻度		業務の中で必要な都度	事後	事務内容の変更
令和7年3月7日	II-5 移転先1 ③移転する情報	児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報	児童手当法による児童手当の支給に関する情報	事後	事務内容の変更
令和7年3月7日	II-5 移転先2 ③移転する情報	児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報	児童手当法による児童手当の支給に関する情報	事後	事務内容の変更
令和7年3月7日	(別添1)特定個人情報ファイル記録事項		児童職業等、児童卒業予定年月、児童通学先	事後	事務内容の変更